RCR STD-15



特定小電力無線局 ラジオマイク用無線設備

RADIO MICROPHONE FOR SPECIFIED LOW POWER RADIO STATION

標準規格

ARIB STANDARD

RCR STD-15 5.1版

平成元年 4月25日 策 定 平成 4年 4月31日 A 改定 平成 6年 7月28日 A-1改定 平成11年 2月 2日 3.0改定 平成12年 7月25日 4.0改定 平成17年11月30日 4.1改定 平成19年 9月26日 5.0改定 平成26年 7月31日 5.1改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及 び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要 件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国 の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通 信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基 準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、特定小電力無線局ラジオマイク用無線設備について策定されたもので、策定段階 における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、 放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策 定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積 極的に活用されることを希望する。

注意:

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、 当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表1及び別表2に 掲げる権利は、別表1及び別表2に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用 する者に対し、別表1の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表1に掲げる権利の実施 を許諾し、別表2の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表2に掲げる権利の 実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が 対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限 りではない。」旨表明している。 別表 1

(なし)

別表 2

(第二号選択)

(第一号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
ソニー株式会社	RCR STD-15 5.1 版について包括確認書を提出		

第1章 一般事項	1
	1
	1
1.3 準拠文書	1
第2章 標準システム	2
第3章 アナログ方式ラジオマイク用無線設備の技術的条件	5
3.1 一般条件	5
(1) 通信方式	5
(2) 通信の内容	5
(3) 電波型式及び使用周波数 ······	5
(4) 変調方式	5
(5) 使用環境条件	5
3.2 送信装置	5
(1) 空中線電力	5
(2) 空中線電力の許容偏差	5
(3) 周波数の許容偏差	7
(4) 発振方式	7
(5) 変調周波数	7
(6) 隣接チャネル漏えい電力	$\overline{7}$
(7) 占有周波数帯幅の許容値	7
(8) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	7
(9) 周波数偏移	8
(10) コンプレッサ	9
(11) プレエンファシス	9
3.3 受信装置	9
(1) 基準感度	9
(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	9
(3) 実効選択度における隣接チャネル選択度	0
(4) 実効選択度における相互変調特性	0

(5)	局部発振器の周波数変動	10
(6)	エキスパンダ	10
(7)	ディエンファシス	10
(8)	副次的に発する電波等の限度	10
3.4	制御装置	11
(1)	混信防止機能	11
(2)	キャリアセンス	11
(3)	送信時間制限装置	11
(4)	トーンスケルチ及びラジオマイクの用途に付随する制御	11
3.5	空中線	13
(1)	送信設備の空中線	13
(2)	受信設備の空中線	13
3.6	その他	13
(1)	筐体	13
(2)	周波数の表示	13
(3)	技術基準適合証明に係る表示	14
第4章	章 デジタル方式ラジオマイク用無線設備の技術的条件	15
4.1	一般条件	15
(1)	通信方式	15
(2)	通信の内容	15
(3)	電波型式及び使用周波数	15
(4)	変調方式	17
(5)	伝送シンボルレート	17
(6)	最高音声周波数	17
(7)	音声符号化方式	17
(8)	音声遅延時間	17
(9)	使用環境条件	17
4.2	送信装置	17
(1)	空中線電力	17
(2)	空中線電力の許容偏差	17
(3)	周波数の許容偏差	17
(4)	発振方式	17
(5)	隣接チャネル漏えい電力	17
(6)	占有周波数帯幅の許容値	17

(7)	スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	17
(8)	プレエンファシス	18
(8)	変調精度	18
(10)) 伝送速度の精度	18
4.3	受信装置	18
(1)	基準感度	·18
(2)	ビット誤り率フロア特性	18
(3)	実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	18
(4)	実効選択度における隣接チャネル選択度	·18
(5)	実効選択度における相互変調特性	18
(6)	局部発振器の周波数変動	18
(7)	ディエンファシス	18
(8)	副次的に発する電波等の限度	18
4.4	制御装置	18
(1)	混信防止機能	18
(2)	キャリアセンス	19
(3)	送信時間制限装置	19
(4)	制御データ	·19
(5)	セキュリティ対策	19
(6)	誤り訂正符号化(伝送路符号化方式)	19
4.5	空中線	19
(1)	送信設備の空中線	19
(2)	受信設備の空中線	19
4.6	その他	19
(1)		
(2)	周波数の表示	20
(3)	技術基準適合証明に係る表示	20
第5章	章 測定法	21
	何始田冲松をだす。一般八朝、て、みず町七日がて、みずなま二	20
付録	無線周波数のグループ分割、チャネル呼称及びチャネル色表示	23
参考	特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目	31
<i>-</i>		01

改定履歴